

5 G サービス 契 約 約 款 の 一 部 改 正																	
[改 正]	[現 行]																
第 1 章 （略） 第 2 章 5 G サービスの種類等 （5 G サービスの種類） 第 4 条 5 G サービスには、次の種類があります。 <table><tr><th>種 類</th><th>内 容</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>5 G home でんわ</td><td>当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（当社が貸与するドコモ U I M カードを装着したものに限ります。）との間に電気通信回線を設定して提供する 5 G サービスであって、加入電話番号に係る通信においては、当社が別に定める協定事業者（N T T ドコモ ビジネス株式会社に限ります。）の電気通信設備の相互接続点との間の通信に限り提供するもの</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table> 第 5 条 （略） 第 3 章～第 11 章 （略） 第 12 章 雑則 第 64 条～第 71 条 （略） （当社が提供する国際電話サービスに係る契約の締結等） 第 72 条 5 G 契約（コース A に係るものであって、当社が別に定める基本使用料の料金種別に関するものを除きます。）の申込み又は 5 G 契約に係る区分の変更（コース B への変更に限ります。）の請求の承諾を受けた者は、当社が定める国際電話サービス契約約款の規定に基づいて、国際電話契約を締結したことになります。 ただし、次の場合は、この限りではありません。 (1)～(3)（略） 2 （略） 3 前 2 項の規定にかかわらず、5 G home でんわ契約者は、当社が別に定める国際通信を利用することができます。 ただし、国際通信は、N T T ドコモ ビジネス株式会社に係る相互接続点との間において行うことができます。この場合において、5 G home でんわ契約者から、その契約者回線からの国際通信を行えないようにする旨の請求があった場合は、当社がその 5 G home でんわ契約者の加入番号を N T T ドコモ ビジネス株式会社に通知し、N T T ドコモ ビジネス株式会社の電気通信設備により、その国際通信を接続しない取り扱いを行います。 4 （略） （注）（略） 第 73 条～第 84 条 （略）	種 類	内 容	（略）	（略）	5 G home でんわ	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（当社が貸与するドコモ U I M カードを装着したものに限ります。）との間に電気通信回線を設定して提供する 5 G サービスであって、加入電話番号に係る通信においては、当社が別に定める協定事業者（N T T ドコモ ビジネス株式会社に限ります。）の電気通信設備の相互接続点との間の通信に限り提供するもの	（略）	（略）	第 1 章 （略） 第 2 章 5 G サービスの種類等 （5 G サービスの種類） 第 4 条 5 G サービスには、次の種類があります。 <table><tr><th>種 類</th><th>内 容</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>5 G home でんわ</td><td>当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（当社が貸与するドコモ U I M カードを装着したものに限ります。）との間に電気通信回線を設定して提供する 5 G サービスであって、加入電話番号に係る通信においては、当社が別に定める協定事業者（エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に限ります。）の電気通信設備の相互接続点との間の通信に限り提供するもの</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table> 第 5 条 （略） 第 3 章～第 11 章 （略） 第 12 章 雑則 第 64 条～第 71 条 （略） （当社が提供する国際電話サービスに係る契約の締結等） 第 72 条 5 G 契約（コース A に係るものであって、当社が別に定める基本使用料の料金種別に関するものを除きます。）の申込み又は 5 G 契約に係る区分の変更（コース B への変更に限ります。）の請求の承諾を受けた者は、当社が定める国際電話サービス契約約款の規定に基づいて、国際電話契約を締結したことになります。 ただし、次の場合は、この限りではありません。 (1)～(3)（略） 2 （略） 3 前 2 項の規定にかかわらず、5 G home でんわ契約者は、当社が別に定める国際通信を利用することができます。 ただし、国際通信は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に係る相互接続点との間において行うことができます。この場合において、5 G home でんわ契約者から、その契約者回線からの国際通信を行えないようにする旨の請求があった場合は、当社がその 5 G home でんわ契約者の加入番号をエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に通知し、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の電気通信設備により、その国際通信を接続しない取り扱いを行います。 4 （略） （注）（略） 第 73 条～第 84 条 （略）	種 類	内 容	（略）	（略）	5 G home でんわ	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（当社が貸与するドコモ U I M カードを装着したものに限ります。）との間に電気通信回線を設定して提供する 5 G サービスであって、加入電話番号に係る通信においては、当社が別に定める協定事業者（エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に限ります。）の電気通信設備の相互接続点との間の通信に限り提供するもの	（略）	（略）
種 類	内 容																
（略）	（略）																
5 G home でんわ	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（当社が貸与するドコモ U I M カードを装着したものに限ります。）との間に電気通信回線を設定して提供する 5 G サービスであって、加入電話番号に係る通信においては、当社が別に定める協定事業者（N T T ドコモ ビジネス株式会社に限ります。）の電気通信設備の相互接続点との間の通信に限り提供するもの																
（略）	（略）																
種 類	内 容																
（略）	（略）																
5 G home でんわ	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（当社が貸与するドコモ U I M カードを装着したものに限ります。）との間に電気通信回線を設定して提供する 5 G サービスであって、加入電話番号に係る通信においては、当社が別に定める協定事業者（エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に限ります。）の電気通信設備の相互接続点との間の通信に限り提供するもの																
（略）	（略）																

第 13 章 その他のサービス

第 85 条～第 90 条 （略）

（相互接続番号案内）
第 91 条 5 G 契約者等は、当社が別に定める協定事業者（以下「番号案内事業者」といいます。）が提供する電話番号等の案内（以下「相互接続番号案内」といいます。）を利用することができます。
（注）本条に規定する番号案内事業者は、N T T 東日本株式会社又は N T T 西日本株式会社とします。

第 92 条 （略）

（時報サービス）
第 93 条 5 G 契約者等は、次の規定により時報サービスを利用することができます。
表 （略）
2 ～ 4 （略）
（注）本条に規定する別に定める協定事業者は、N T T 東日本株式会社又は N T T 西日本株式会社とします。

第 94 条 （略）

料金表

通則
1 ～ 31 （略）
32 当社が 5 G 契約等に基づき契約者回線の提供を開始した日から起算して 365 日が経過するまでの間に、その 5 G 契約等の解除があったとき（当社が別に定める場合を除きます。）は、契約解除料を適用します。
ただし、その 5 G 契約等の契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であるときは、5 G 契約等に基づき契約者回線の提供を開始した日から起算して 365 日が経過するまでの間に、その 5 G 契約等の解除があった場合（当社が別に定める場合を除きます。）であって、その 5 G 等が利用されていないと当社が判断したときに、契約解除料を適用します。
33 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約解除料の支払いを要しません。
(1)～(2)（略）
34～50（略）
(注)（略）

別記
1 ～ 2 （略）

3 ユニバーサルサービス料
(1) (2) 以外のもの

区 分	単 位	料金額（月額）
		次の税抜額（かつこ内は税込額）
ユニバーサルサービス料	1 契約ごとに	3 円 (3.3 円)

第 13 章 その他のサービス

第 85 条～第 90 条 （略）

（相互接続番号案内）
第 91 条 5 G 契約者等は、当社が別に定める協定事業者（以下「番号案内事業者」といいます。）が提供する電話番号等の案内（以下「相互接続番号案内」といいます。）を利用することができます。
（注）本条に規定する番号案内事業者は、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社とします。

第 92 条 （略）

（時報サービス）
第 93 条 5 G 契約者等は、次の規定により時報サービスを利用することができます。
表 （略）
2 ～ 4 （略）
（注）本条に規定する別に定める協定事業者は、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社とします。

第 94 条 （略）

料金表

通則
1 ～ 31 （略）
32 当社が 5 G 契約等に基づき契約者回線の提供を開始した日から起算して 365 日が経過するまでの間に、その 5 G 契約等の解除があった場合（当社が別に定める場合を除きます。）であって、次のいずれかに該当するときは、契約解除料を適用します。
(1) その 5 G 等が利用されていないと当社が判断したとき。
(2) その 5 G 契約等の契約解除日から起算して過去 365 日までの間に、5 G 契約者等と当社との間で締結していた他の電気通信サービスに係る契約において、その電気通信サービスに係る契約に基づき契約者回線の提供を開始した日から起算して 365 日が経過するまでの間に、その電気通信サービスに係る契約の解除があったとき（当社が別に定めるときを除きます。）。
33 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約解除料の支払いを要しません。
(1)～(2)（略）
(3) その他当社が定める事由に該当すると当社が判断したとき。
34～50（略）
(注)（略）

別記
1 ～ 2 （略）

3 ユニバーサルサービス料
(1) (2) 以外のもの

区 分	単 位	料金額（月額）
		次の税抜額（かつこ内は税込額）
ユニバーサルサービス料	1 契約ごとに	2 円 (2.2 円)

（注）ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービスの提供を確保するためにご負担いただく料金であり、ユニバーサルサービス制度に係る負担金の変更があったときは、料金額を見直します。

(2) 5 Ghome でんわに係るもの

区 分	単 位	料金額（月額）
		次の税抜額（かつこ内は税込額）
ユニバーサルサービス料	1 契約者識別番号ごとに	3 円 (3.3 円)
	1 加入電話番号ごとに	3 円 (3.3 円)

（注）ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービスの提供を確保するためにご負担いただく料金であり、ユニバーサルサービス制度に係る負担金の変更があったときは、料金額を見直します。

4～7 （略）

別表 1 営業区域

1 （略）

2 5 Ghomeでんわに係るもの

区 分		通信を行うことができる地域
（略）	（略）	（略）
関東甲信越地区	（略）	（略）
	新潟県	新潟市、阿賀野市、糸魚川市、小千谷市、柏崎市、加茂市、五泉市、佐渡市、三条市、新発田市、上越市、胎内市、燕市、十日町市、長岡市、南魚沼市、村上市、妙高市
（略）	（略）	（略）

（注）5 Ghome でんわに係る通信を行うことができる地域については、令和 7 年 7 月 1 日時点のものであり、変更があったときは、インターネット等を利用してそのことを掲示します。

別表 2～別表 7 （略）

附 則（令和 7 年 6 月 19 日経企 000600000817-01 号）
（実施期日）

1 この改正規定は、令和 7 年 7 月 1 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった 5 G サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（契約解除料の適用に係る経過措置）

3 令和 7 年 3 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日の間に当社と締結した 5 G 契約等（当社と締結していた電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結した 5 G 契約等を除きます。）に係る契約解除料の適用については、料金表通則にかかわらず、次のとおりとします。

(1) 当社が 5 G 契約等に基づき契約者回線の提供を開始した日から起算して 365 日が経過するまでの間に、その 5 G 契約等の解除があった場合（当社が別に定める場合を除きます。）であって、次のいずれかに該当するときは、契約解除料を適用します。

① その 5 G 等が利用されていないと当社が判断したとき。

② その 5 G 契約等の契約解除日から起算して過去 365 日までの間に、5 G 契約者等と当社との間で締結していた他の電気

(2) 5 Ghome でんわに係るもの

区 分	単 位	料金額（月額）
		次の税抜額（かつこ内は税込額）
ユニバーサルサービス料	1 契約者識別番号ごとに	2 円 (2.2 円)
	1 加入電話番号ごとに	2 円 (2.2 円)

4～7 （略）

別表 1 営業区域

1 （略）

2 5 Ghomeでんわに係るもの

区 分		通信を行うことができる地域
（略）	（略）	（略）
関東甲信越地区	（略）	（略）
	新潟県	新潟市、阿賀野市、糸魚川市、小千谷市、柏崎市、加茂市、五泉市、三条市、新発田市、上越市、胎内市、燕市、十日町市、長岡市、南魚沼市、村上市、妙高市
（略）	（略）	（略）

（注）5 Ghome でんわに係る通信を行うことができる地域については、令和 6 年 8 月 1 日時点のものであり、変更があったときは、インターネット等を利用してそのことを掲示します。

別表 2～別表 7 （略）

通信サービスに係る契約において、その電気通信サービスに係る契約に基づき契約者回線の提供を開始した日から起算して365日を経過するまでの間に、その電気通信サービスに係る契約の解除があったとき（当社が別に定めるときを除きます。）。 (2) 前号の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約解除料の支払いを要しません。 ① 事業法施行規則に定める「初期契約解除」又は「確認措置」に基づきその5G 契約等が解除されるとき。 ② その5G 等が、身体障がい者等割引の適用を受けているとき。 ③ その他当社が定める事由に該当すると当社が判断したとき。	
---	--